

Ⅲ 農薬適正使用について

農薬の安全性については、農林水産省、厚生労働省、環境省及び食品安全委員会が連携し、それぞれでリスク管理・評価を行っている。厚生労働省では、ADI（1 日許容摂取量）等を考慮し、昭和 43 年以来、食品衛生法第 13 条に基づき農薬残留基準を定め、これを受けて農林水産省が農薬使用基準を定めているほか、環境省では、農薬取締法第 4 条に基づき登録保留基準を定めている。

農薬の登録に際しては、これらの基準に基づき農薬の種類ごとにそれぞれ適用対象作物、使用方法、使用時期及び使用回数等（以下「農薬使用基準」）が定められ、その他の使用上の注意事項などとともに、農薬のラベル又は説明書に表示されている。農薬使用基準については、平成 15 年 3 月 10 日に改正施行された農薬取締法の規定により、遵守することが義務づけられている。

一方、食品衛生法に基づく農薬残留の規制において、平成 18 年 5 月 29 日からポジティブリスト制度（一定量を超えた農薬が残留する食品の流通・販売などを原則禁止する制度）が施行されており、対象作物のみならず、周辺の食用作物への飛散防止を確実に行う必要がある。

また、急性参照用量（ARfD：ヒトがある物質を 24 時間又はそれより短時間経口摂取した場合に、健康に悪影響を示さないと推定される量）に基づく短期暴露評価を考慮した作物残留基準値が設定されている。

農薬の使用に当たっては、農畜産物への残留や周辺環境への影響等を未然に防止するため、次の事項を遵守し、適正使用に努めるものとする。

1 安全使用について

(1) 散布前の注意

- ア 使用する農薬のラベル（説明書）を必ず読む。
- イ 散布作業に必要なマスク・手袋・帽子・メガネ・長靴・長袖シャツ・長ズボン・防除衣などをあらかじめ整えておく。
- ウ 使用器具を点検しておく。また、ハウスなどの施設内でくん煙、くん蒸などを行う場合は、ガス漏れがないよう施設を細部にわたり点検する。
- エ 健康に留意し、体調の悪い場合は散布作業を避ける。
 - 睡眠不足などで疲労している人
 - 体力、特に肝機能が衰えている人
 - 特異体質の人（アレルギー体質、かぶれやすい人）
 - 妊娠・生理中の人
 - 手足などに外傷がある人

(2) 薬剤調製・散布時の注意

- ア 慣れに対する油断は禁物であり、粗雑な取扱いは慎む。
- イ 服装は露出部分をなるべく少なくするようにし、また防水加工を施したものを着用することが望ましい。しかし、必要以上の装備は作業能率を低下させるばかり

でなく、かえって体力を消耗するので、作業内容により最もふさわしいものとする。

ウ 風向きを考え、身体は常に風上になる状態で、風下から逐次作業を進め、薬液（粉）を直接浴びないようにするとともに、周辺の食用農作物等への農薬の飛散防止に配慮する。

エ 作業は、日中の暑い時を避け、朝夕の涼しい時間帯に行う。日中の散布は体力の消耗が激しいばかりでなく、作物にとっても薬害を出しやすい。

オ 作業中及び休憩時は喫煙、飲食をしない。やむを得ないときは、農薬が付着した手や顔をよく洗い、うがいをしてきれいにしてからにする。

カ 薬液が皮膚に付着したり、浴びたりしてしまった場合は、石けん水で十分洗い流す。

キ 作業中に気分が悪くなった場合、直ちに作業を中止し、涼しい日陰で体を横にして休む。症状が回復しない場合は直ちに医師の診断を受ける。

(3) 散布後の注意

ア 作業終了後は、使用した容器、器具をよく洗っておく。特に、次回、別の作物に使う場合は、予期せぬ農薬の誤散布・残留につながるので留意する。

イ 開封後の残りの薬剤は、密封後子供の手の届かない冷暗所に施錠保管する。

ウ 手足をよく洗い、衣服は下着まで取り替え、翌日そのまま着用しない。

エ 作業後及びその晩の飲酒、夜ふかしは避ける。

オ 気分が悪くなれば医師の診断を受ける。また、受診の際には使用農薬名を控えて申し出る。

2 農薬使用基準の遵守について

農薬残留基準の改正等に伴い、農薬使用基準は順次変更される可能性があるため、農薬を使用する前には、ラベルの内容とともに最新の農薬の登録内容を確認する。

参照：農林水産省 農薬登録情報提供システム <https://pesticide.maff.go.jp/>

3 周辺環境等への配慮について

(1) 魚介類・水系等への配慮

ア 河川等の公共用水域を汚染せず、また魚類等に影響のないように、散布前に周辺環境や気象状況等を把握しておく。

イ 必要量以上に薬液を作りすぎないように留意するが、やむを得ず、散布液が残ったときは、散布むらの補正に使用するなどして、薬液を使いきる。

ウ 水田において除草剤、殺虫剤、殺菌剤等を使用する際には、ラベルに表示されている止水期間を必ず守る。また、降雨等によるオーバーフローに注意する。

(2) 適正な廃棄物処理

使用済みの容器、ビン、廃農薬等は廃棄物処理業者等に依頼するなど、法令を遵守し、適正に処分する。

(3) 住宅地周辺の農地における病虫害防除に当たっての遵守事項

住宅地内及び住宅地に近接した農地（市民農園や家庭菜園を含む）において栽培する農作物の病虫害防除に当たっては次の事項を遵守する。

(住宅地等における農薬使用について 平成 25 年 4 月 26 日農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知より抜粋)

- ア 病虫害に強い作物や品種の栽培、病虫害の発生しにくい適切な土づくりや施肥の実施、人手による害虫の捕殺、防虫網の設置、機械除草等の物理的防除の活用等により、農薬使用の回数及び量を削減する。
- イ 農薬を使用する場合には、農薬取締法に基づいて登録された、当該農作物に適用のある農薬を、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）及び使用上の注意事項を守って使用する。
- ウ 粒剤、微粒剤等の飛散が少ない形状の農薬を使用するか、液体の形状で散布する農薬にあっては、飛散低減ノズルの使用に努める。
- エ 農薬散布は、無風又は風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選び、風向き、ノズルの向き等に注意して行う。
- オ 農薬の散布に当たっては、事前に周辺住民に対して、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類及び農薬使用者等の連絡先を十分な時間的余裕をもって幅広く周知する。その際、過去の相談等により、近辺に化学物質に敏感な人が居住していることを把握している場合には、十分配慮する。
また、農薬散布区域の近隣に学校、通学路等がある場合には、散布の時間帯に最大限配慮するとともに、当該学校や子どもの保護者等への周知を図る。
- カ 農薬を使用した年月日、場所及び対象農作物、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数を記録し、一定期間保管する。
- キ 農薬の散布後に周辺住民等から体調不良等の相談があった場合は、農薬中毒の症状に詳しい病院又は公益財団法人日本中毒情報センターの相談窓口等を紹介する。
- ク 以上の事項の実施に当たっては、「総合的病虫害・雑草管理(IPM)実践指針」(平成 17 年 9 月 30 日農林水産省消費・安全局植物防疫課)や「農薬飛散対策技術マニュアル」(平成 22 年 3 月農林水産省消費・安全局植物防疫課)も参考とする。

4 農薬の現地混用について

農薬を現地で混用する場合は、以下の点に注意する。

- (1) ラベル等に他の農薬との混用に関する注意事項が表示されている場合は、それを遵守する。
- (2) 生産者団体が発行している「農薬混用事例集」等を必要に応じて参考とし、これまでに知見がない農薬の組合せで現地混用を行うことは避ける。特に有機リン系農薬同士の混用は、混用による相加的な作用を示唆する知見があることから、これを厳に控える。
- (3) 混合剤の開発及び登録の推進により、むやみな現地混用を防止するため、同時に施用する必要性が高い農薬の組合せに関する情報を府に提供するよう努める。

5 農薬の適正な保管管理について

- (1) 農薬の保管は子供の手の届かない冷暗所で常に施錠する。
- (2) 農薬を他の容器へ移し替えない。
- (3) 必要な時に必要な量だけを購入し、買い置きしない。
- (4) 農薬の保管状況を帳簿等で常時チェックし、盗難、紛失があった場合は、速やかに警察に届け出る。

6 農薬使用に係る帳簿の記載について

農薬を使用した年月日、場所及び対象作物、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍率について記帳し、一定期間保管する。

7 農薬の目的外使用の禁止について

農薬の目的外使用による事件や事故を防ぐため、目的外の使用は絶対に行わない。

8 販売・使用禁止農薬および使用自粛農薬について

販売・使用禁止農薬については、販売も使用もしてはならない。手持ちに在庫がある場合は、使用せずに直ちにメーカーや買い求めの販売店等に相談する。

特定毒物農薬のりん化アルミニウムくん蒸剤(商品名:ホストキシン等)、水質汚濁性農薬のCAT除草剤(商品名:シマジン等)は使用を自粛する。

[参考] 1 販売・使用禁止農薬について

販売禁止農薬には、安全性の問題から農薬取締法第18条第2項の「農薬の販売の禁止を定める省令」(平成十五年農林水産省令第十一号)によって販売が禁止された農薬のほか、容器や包装に登録番号などの決められた表示の無い無登録農薬が該当する。これらの農薬は、農薬取締法第24条により使用することも禁止されている。ただし、特定農薬については登録番号などを表示する必要はない。